

(令和4年6月17日改訂)

# 定 款

株式会社 ケー・エフ・シー

# 株式会社ケー・エフ・シー 定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 会社は、株式会社ケー・エフ・シーと称し、英文では KFC Ltd と表示する。

### (目 的)

第2条 会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 建設用ファスナー類及びトンネル用支保材並びにその附属品の製造、販売及び設計、  
施工
- 2 防水・遮水シート及び合成樹脂系防水・遮水シート材料の製造、販売及び設計、施工
- 3 防水・遮水シート用の溶着機械の製造及び販売
- 4 土木建設用仮設器材の製造及び販売
- 5 産業用諸機械並びに住宅建材、設備器材の販売、賃貸及び設計、施工
- 6 前各号の輸出入業務
- 7 土木、建築一式工事並びにとび・土工・コンクリート工事、防水工事、電気工事、鋼  
構造物工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、タイル・れんが・ブロック工事、管工  
事、塗装工事の設計、施工
- 8 建築物の設計、工事管理並びに調査鑑定
- 9 建築物の耐震診断及び耐震補強工事の設計、施工
- 10 各種トンネル工事に関する調査、企画、設計、監理及びコンサルティング業務
- 11 道路の維持管理業務の受託
- 12 道路利用者に対する各種サービス施設の運営及び受託管理
- 13 造園、緑化工事の設計、施工及び管理維持
- 14 前各号に附帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第5条 会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 会社の発行可能株式総数は、1, 897万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- ③ 会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- ② 会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 会社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副会長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

② 会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第36条 会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、会社はその支払義務を免れる。

② 前項の金銭には利息を付けない。

## 附 則

第1条 会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。